

# 水害からの避難

梅雨の末期は梅雨前線の停滞などにより、集中豪雨が発生しやすい時期となります。一度発生すると、道路冠水や低い土地での浸水、河川の増水やはん濫など、水害が発生する危険性が高まります。水害から身を守るための安全な避難について考えてみましょう。

## ⚠️ 地域の浸水リスクを知る

問 危機管理防災課 ☎️ 339

自宅やその周辺において、「どの程度、浸水のリスクが想定されるか」については、洪水地震ハザードマップにより確認することができます。お手元がない場合は危機管理防災課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。



ハザードマップ  
2次元コード

## ⚠️ 時間の経過により危険度は変化する

河川の増水やはん濫は、地震などと異なり、時間の経過によりその危険度は変化します。洪水発生危険性が高まった際は、市から、5段階の「警戒レベル」(右図参照)により、避難などを呼びかけます。

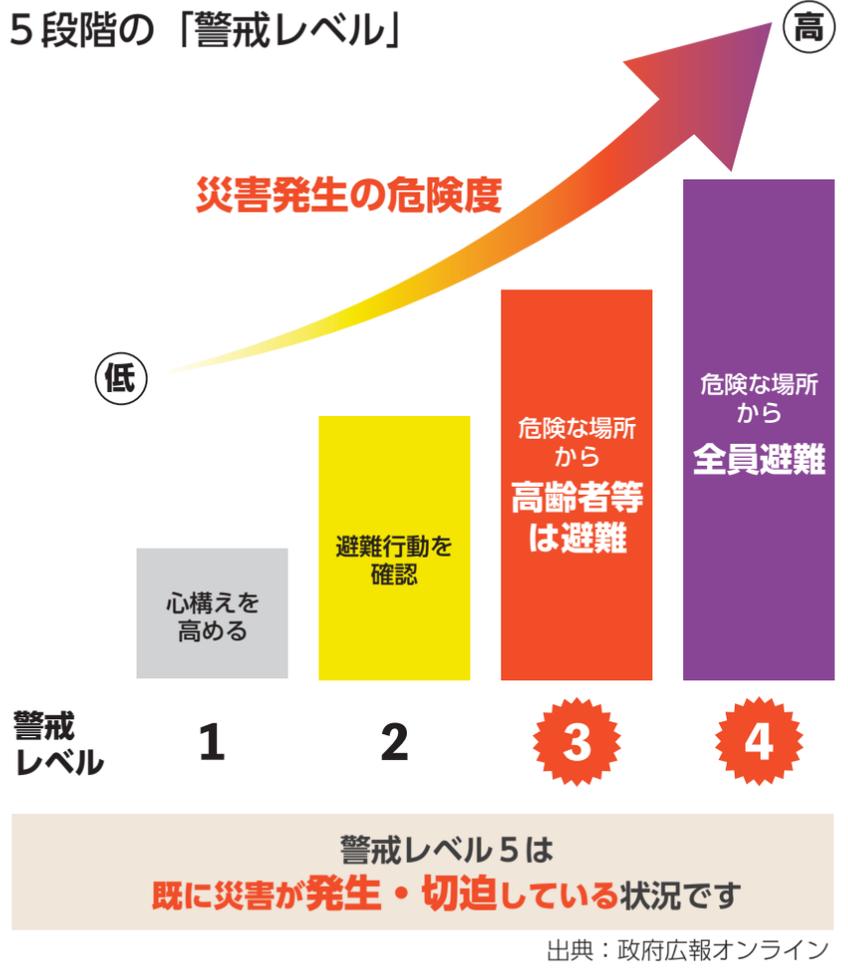
## ⚠️ 状況に応じた避難先の決定

必ずしも避難所に行くことだけが避難ではありません。自宅の2階以上や親類・知人宅など、浸水が想定される深さよりも高い場所で安全を確保することもできます。ただし、これらの方法により安全が確保できない場合には、避難所への避難をお願いします。

災害が発生またはその危険性が高まった際、市では避難情報を発令し、避難所を開設します。開設を行う避難所については、市ホームページおよびやしお840メール配信サービスでお知らせします。

なお、避難所として指定されていない市内公共施設(八潮メセナ、文化スポーツセンター、やしお生涯学習館、ゆまにて、エイトアリーナ、リサイクルプラザ、老人福祉センターすえひろ荘など)には避難することができません。

### 5段階の「警戒レベル」



## 木造住宅耐震診断・耐震改修補助金などの支援制度

住宅の耐震化の支援として、無料簡易耐震診断や補助金交付制度があります。また、地震被害によるブロック塀等の倒壊を防止するための補助金や地震などの災害に強く、防犯や景観面にも優れている生垣の設置奨励金も実施しています。

問 開発建築課 ☎️ 468、(生垣設置奨励金) 公園みどり課 ☎️ 321

### 耐震診断・耐震改修の流れ



### 木造住宅耐震診断・耐震改修補助金

#### 〈対象となる建物〉

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または、併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅のもの)

#### 〈補助額〉

- 耐震診断  
耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額(上限5万円)
- 耐震改修  
①耐震改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額(上限25万円)  
②補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合には、①に15万円を加算



詳しくは、パンフレット(開発建築課または公園みどり課で配布)または市ホームページをご覧ください。

※補助金、奨励金を申請する方は、工事などの着手前に必ず相談をしてください。

### 危険ブロック塀等撤去改修補助金

#### 〈対象となる危険ブロック塀等〉

公道に面した高さが1.2メートルを超えるコンクリートブロック造または組積造の塀で地震により倒壊するおそれがあると認められるもの

#### 〈補助額〉

- 撤去工事…撤去工事費用の2分の1または1万円/メートルのいずれか少ない額(上限10万円)
- 改修工事…改修工事費用の2分の1または2万円/メートルのいずれか少ない額(上限20万円)

### 生垣設置奨励金

#### 〈対象となる生垣〉

高さ0.9メートル以上、延長3メートル以上などの生垣で道路(幅員4メートル以上、私道を含む)に面しているもの

#### 〈奨励額〉

1メートルあたり2,000円(上限3万円)